

2015年4月

米州開発銀行 (Inter-American Development Bank)

米州開発銀行
2018年5月22日満期ブラジル・リアル建債券
(円貨決済型)

販売説明書

— 売出人 —

楽天証券株式会社

本販売説明書(以下「本書」といいます。)は、売出人により日本国の投資家の便宜のために作成されたものであって、上記債券の販売に関するすべての情報を記載したものではなく、当該投資家の投資判断に必要と思われる情報の一部を翻訳または記載したものです。本書の内容の正確性および完全性について米州開発銀行の確認を得たものではありません。

本書は、ユーロ市場における米州開発銀行の債券の発行、募集に関するグローバル・デット・プログラムに関する英文の2001年1月8日付発行目論見書(Prospectus、その後の修正および補足を含み、本書中において、「発行目論見書」といいます。)中の債券の説明の抜粋の日本語訳に、本債券(以下に定義します。)に適用される条件補足書(Pricing Supplement)(発行目論見書および条件補足書を合わせて「発行説明書」と総称します。)の内容を組み込んで作成されています。

～本債券のリスク等について～

＜お客様のご負担となる費用について＞

- 本債券を募集・売出し等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 本債券の売買等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて売出人が決定した為替レートによるものとします。
- 本債券の利金および償還金の支払いは、支払時の一定の相場に基づき換算された円によって行われます。

＜為替変動リスクについて＞

- 本債券はブラジル・リアルをもって表示され、元利金の額もブラジル・リアルで表示されますが、その支払いは、支払時の一定の相場に基づき換算された円によって行われるため、支払われる円金額は外国為替相場の変動により影響を受けます。また、これにより、円換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがあります。

＜信用リスクについて＞

- 本債券の利息および償還金の支払は発行者（米州開発銀行）の義務となっております。したがって、発行者の財務状況の悪化等により発行者が本債券の利息または償還金を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあります。

＜価格変動リスクについて＞

- 本債券の価格は、為替レートの変動、金利の変動、発行者の経営・財務状況の変化および発行者に関する外部評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。

＜流動性リスクについて＞

- 流動性や市場性が乏しいものについては、償還前の売却が困難な場合があります。このことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

＜カントリーリスクについて＞

- 通貨当事国の政治情勢等の影響を受け、損失を被ることがあります。

＜その他ご留意いただく事項＞

- 将来において、税制が変更される可能性があります。
- 本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、本販売説明書および契約締結前交付書面をご覧のうえ、それらの内容を十分に読み、また、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。
- お買い求めいただいた本債券の価格情報につきましては、売出人にお問い合わせください。
- 本債券のお取引はクーリング・オフの対象にはなりません。本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

売出人

商号等： 楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号、
商品先物取引業者

加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会

商号等： 愛媛証券株式会社 金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第2号

加入協会： 日本証券業協会

目 次

	頁
売 出 要 項	1
本 債 券 の 要 項	3
課 税 上 の 取 扱 い	10
上 場	11
そ の 他	11
米州開発銀行の要約情報	12

米州開発銀行は、米州開発銀行を設立する協定（以下「設立協定」という。）に基づいて1959年12月に設立された国際機関であり、その本部所在地は、アメリカ合衆国ワシントンD.C.です。米州開発銀行は、2015年3月13日付の英文の情報説明書（Information Statement）（以下「情報説明書」という。）を発行しており、同説明書には、米州開発銀行の業務、資本構成、運営、設立協定および法的地位等が記載されており、2014年12月31日現在または2014年12月31日に終了する会計年度の監査済財務書類が含まれています。本書中の「米州開発銀行の要約情報」は、情報説明書からの抜粋の翻訳です。情報説明書はインターネット（URL：<http://www.iadb.org/en/idb-finance/investors/investors,1977.html>）より入手可能です。投資家は、米州開発銀行の活動および財政に関する包括的理解のためにこの要約情報に依拠すべきではありません。本書に記載されている事項の正確な理解のためには、発行説明書および情報説明書をご参照下さい。

売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘が承認されていない法域において、または売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘が違法となる者に対しては、本書は、本債券の売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘を構成するものではありません。

本書において、「ブラジル・レアル」は、ブラジル連邦共和国の法定通貨であるブラジル・レアルを、また「米ドル」は、アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルをそれぞれ意味します。

米州開発銀行

2018年5月22日満期 ブラジル・レアル建債券（円貨決済型）

売 出 要 項

売 出 人

名 称	住 所
楽 天 証 券 株 式 会 社	東 京 都 品 川 区 東 品 川 4 - 1 2 - 3
愛 媛 証 券 株 式 会 社	愛 媛 県 松 山 市 一 番 町 4 - 1 - 1 1 共 栄 興 産 一 番 町 ビ ル 2 F

売 出 債 券 の 名 称	米州開発銀行 2018年5月22日満期 ブラジル・レアル建債券（円貨決済型） （本書中において「本債券」という。）		
記 名 ・ 無 記 名 の 別	無 記 名 式	売 出 券 面 総 額	7,300,000ブラジル・レアル (注1)
各 債 券 の 金 額	10,000ブラジル・レアル (注5)	売 出 価 格	額面金額の100%
売 出 価 格 の 総 額	7,300,000ブラジル・レアル	利 率	年8.48%(注2) (注5)
償 還 期 限	2018年5月22日 (ロンドン時間)	売 出 期 間	2015年4月22日から 2015年5月20日まで
受 渡 期 日	2015年5月22日	申 込 単 位	10,000ブラジル・レアル 単位
申 込 取 扱 場 所	売出人の日本における本店および各支店 (注3)		

(注1) 本債券の発行額総額は、7,300,000ブラジル・レアルです。本債券の発行額総額、売出券面総額および売出価格の総額はそれぞれ変更される可能性があります。最終的な発行額総額、売出券面総額および売出価格の総額につきましては、2015年5月14日頃に確定する予定ですので、売出人にお問い合わせください。

(注2) 付利は、2015年5月22日（その日を含む。）より開始されます。

(注3) 本債券の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされます。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申込み旨記載した申込書を提出しなければなりません。

外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同口座約款の規定に従い本債券の債券の交付は行ないません。なお、券面については、後記「本債券の要項」中の「様式、券面種類、権原および通貨」の項を参照下さい。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受けます。合衆国税務規則により許容された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはなりません。

(注4) 本売出しの対象である本債券は、米州開発銀行のグローバル・デット・プログラムに基づき、2015年5月21日（ロンドン時間）（以下「発行日」という。）にユーロ市場で発行されます。

グローバル・デット・プログラムについては、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクからAaaまたスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスからAAAの格付を取得しています。ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っていますが、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としての登録を受けていない無登録格付業者です。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていません。S&Pについては、そのグループ内のスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録を受けており、信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において公表されています。ムーディーズについては、そのグループ内のムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）が、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録を受けており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリ

ックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、公表されています。

(注5) 本債券の元利金の支払は円貨額で行われます。支払いの仕組の詳細については、後記「本債券の要項」中の「利息」および「償還および買入」の項を参照ください。

本債券の要項

(要約訳文)

本債券は、米州開発銀行（以下「発行者」または「米州開銀」という。）とシティバンク、エヌ・エイ（以下「包括代理人」という。かかる用語には、包括代理契約（以下に定義される。）に基づく承継包括代理人が含まれる。）との間の2001年1月8日付包括代理契約（その時々修正および補足を含み、以下「包括代理契約」という。）に従って発行される。包括代理契約には本債券および当該本債券に関する利札（もしあれば）の様式が含まれる。包括代理契約の写しは、包括代理人および支払代理人（下記「支払」に定義される。）の指定事務所において閲覧に供される。包括代理契約は、支払代理人等を含むその他の代理人の指名について規定している。本債券および（もしあれば）利札の所持人は、包括代理契約の適用あるすべての規定について通知を受けたものとみなされる。

様式、券面種類、権原および通貨

本債券は無記名式とし、額面金額は10,000ブラジル・レアルとする。本債券は無利札の大券により表章され、利札付確定債券は一定の場合に発行される。後記「包括債券」を参照。本債券の額面金額を他の額面金額に変更することはできない。

本債券およびその附属利札の権利は交付により移転する。

本債券および利札の「所持人」とは、本債券または利札の持参人をいう。本債券または利札の所持人は、本債券または利札の支払期日が経過したか否かを問わず、当該本債券もしくは利札のまたはそのために支払を受けること、また、その他一切の目的のために、当該本債券または利札の絶対的所有者とみなされ、絶対的所有者として取り扱われることができる。当該所持人に対する本債券または利札に関する一切の支払は有効であり、かつ、そのように支払われた当該本債券または利札の金額については、発行者はその支払義務を有効に免責される。

地 位

本債券は、発行者の直接かつ無担保の債務を構成し、互いに優先することなく発行者の他の一切の無担保かつ非劣後債務と同順位である。

本債券はいかなる政府の債務でもない。

担保制限条項

本債券が未償還である限り（ただし、元利金すべてが包括代理人に支払われるまでの間に限る。）、発行者は、発行者がその借入金のために現在までに発行し、債務を引き受けもしくは保証しているまたは将来発行し、債務を引き受けもしくは保証する債券、ノートまたはその他の債務証券の担保として、発行者の財産または資産にいかなる抵当権、質権もしくはその他の担保権（ただし、発行者が買入代金債務の全部または一部を担保するために当該買入財産の上に設定する抵当権、質権またはその他の担保権を除く。）をも設定させず、かかる設定を許容しない。ただし、本債券に、かかるその他の債券、ノートまたは債務証券と同順位でかつその割合に応じて抵当権、質権またはその他の担保権が付される場合はこの限りでない。

利 息

各本債券は、2015年5月22日（その日を含む。以下「付利開始日」という。）からその額面金額に対して年8.48%の利率で利息が付される。本債券の利息は、2015年11月22日を初回とし、2018年5月22日を最終回とする毎年5月22日および11月22日（かかる日を、それぞれ以下「利払日」という。）に、付利開始日または直前の利払日（その日を含む。）から当該利払日（その日を含まない。）までの各期間（以下「利息期間」という。）について支払われる。各期間についての利息は、額面金額10,000ブラジル・レアルの各本債券について、424.00ブラジル・レアルであるが、かかるブ

ラジル・レアル額は、適用ある参照レート決定日（以下に定義される。）に以下の算式に従って円貨額に換算され、かかる円貨額で支払われる。

424.00 ブラジル・レアル×参照レート（以下に定義される。）（1円未満四捨五入）

計算代理人（以下に定義される。）は実務上可能な限り早く、本書記載の手続に従って参照レートを決定し、各利息期間に関する各本債券の利息額を計算する。

本書において、

「BRL09」とは、該当する参照レート決定日において、午後1時15分（サンパウロ時間）頃までにブラジル中央銀行がそのウェブサイト（www.bcb.gov.br、Cotações e boletins 参照。以下「ブラジル中央銀行のウェブサイト」という。）またはその承継レート情報源に報告し、ブルームバーグページ<BZFXPTAX Index>またはブラジル・レアル/米ドル外国為替レートを表示するために用いるかかるページに代替する他のページもしくはサービス上に表示される、2サンパウロおよびニューヨーク営業日（以下に定義される。）後の日の決済のためのブラジル・レアル/米ドルオファードレート（1米ドルあたりのブラジル・レアルの数値として表示される。）をいう。ただし、ブルームバーグページ上のレートとブラジル中央銀行のウェブサイト上のレートに齟齬がある場合にはブラジル中央銀行のウェブサイト上のレートが全ての計算に用いられる。該当する参照レート決定日において理由のいかんを問わず BRL09 を参照できない場合、BRL09 は当該日の BRL12（以下に定義される。）と同じとみなす。

「BRL12」とは、該当する参照レート決定日において、午後3時45分（サンパウロ時間）頃に EMTA のウェブサイト（www.emta.org）またはその承継ページに表示される、2サンパウロおよびニューヨーク営業日後の日の決済のための米ドル換算のための米ドル/ブラジル・レアル特定外国為替レート（1米ドルあたりのブラジル・レアルの数値として表示される。）をいう。BRL12 は EMTA（または EMTA がその独自の裁量により選定するサービス提供者）が EMTA ブラジル・レアル産業調査方法論（BRL12 を決定する目的でブラジル・レアル/米ドル直物レート市場に活発に参加しているブラジルの金融機関の集中的産業調査のための 2004 年 3 月 1 日付方法論（その時々改訂を含む。））に従って計算する「ブラジル・レアル調査方法論レート」である。

「営業日」とは、商業銀行および外国為替市場がブラジル（以下に定義される。）、ロンドン、ニューヨーク市および東京において支払の決済を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

「ブラジル」とは、リオデジャネイロ、ブラジリアまたはサンパウロのうち一つまたは複数の都市をいう。

「計算代理人」とは、エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーをいう。計算代理人の行う全ての決定は（明白な誤謬がある場合を除き）全ての当事者（発行者および本債券の所持人を含むが、これらに限定されない。）に対して最終かつ拘束力を有し、その単独の裁量で誠実かつ商業的に合理的な方法により発行者と計算代理人の間の計算代理人契約に従って行われる。

「参照レート決定日」とは、利払日、償還期限または本債券の他の一切の支払期日の 5 営業日前の日をいう。ただし、(i)かかる日が関連営業日（以下に定義される。）でない場合および(ii)かかる参照レート決定日と関連する支払がなされる日の間に臨時休日（以下に定義される。）がある場合においても、参照レート決定日は調整に服さない。

「価格重大事由」とは、参照レート決定日に関して、BRL12 と BRL09 との間に、BRL12 の 3 パーセント超に相当する数値の乖離があることをいう。

「価格情報源障害事由」とは、関連する参照レート決定日において、PTAX レート（以下に定義される。）を参照することによる参照レートの算出ができないことをいう。

「PTAX レート」とは、参照レート決定日において、午後1時15分（サンパウロ時間）頃までにブラジル中央銀行がブラジル中央銀行のウェブサイトまたはその承継レート情報源に報告し、ブルー

ムバーグページ<BZFXJPY Index>またはブラジル・リアル／円外国為替レートを表示するために用いるかかるページに代替する他のページもしくはサービス上に表示されるブラジル・リアル／円外国為替レート（1円あたりのブラジル・リアルの数値として表示される。）をいう。ただし、ブルームバーグページ上のレートとブラジル中央銀行のウェブサイト上のレートに齟齬がある場合にはブラジル中央銀行のウェブサイト上のレートが全ての計算に用いられる。

「参照レート」とは、参照レート決定日において、かかる参照レート決定日の PTAX レートのアスクサイドの逆数（1ブラジル・リアルあたりの円の数値として表示される。）をいう（かかる逆数は、小数第3位を四捨五入する。）。価格情報源障害または価格重大事由が生じている場合、計算代理人は米ドル／円為替レート（以下に定義される。）を BRL12 で除すことによってクロスカレンシー為替レートとして参照レートを決定する（かかるレートは、小数第3位を四捨五入する。）。ただし、参照レート決定日が臨時休日である等の理由により BRL12 および／または米ドル／円為替レートを利用することができない場合、計算代理人は関連する市場慣行を考慮に入れ、その単独の裁量で誠実かつ商業的に合理的な方法により参照レートを決定する。

「サンパウロおよびニューヨーク営業日」とは、商業銀行および外国為替市場がサンパウロおよびニューヨークにおいて支払の決済を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

「サンパウロ営業日」とは、商業銀行および外国為替市場がサンパウロにおいて支払の決済を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

「臨時休日」とは、サンパウロ営業日ではない日で、かつ、関連する参照レート決定日の2サンパウロ営業日前の日の午前9時（サンパウロ時間）を過ぎても（公表またはその他公的に入手可能な情報により）市場が当該事実を認識していなかった日をいう。

「米ドル／円為替レート」とは、該当する参照レート決定日の午後4時（ニューヨーク時間）にロイタースクリーンページ「JPNW」またはかかるレートを表示するために用いる承継ページに公表される米ドル／円ビッド為替レート（1米ドルあたりの円の数値として表示される。）をいう。

「関連営業日」とは、ブラジル、ロンドン、ニューヨーク市および東京において、銀行および外国為替市場が営業を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）を意味する。

利払日が関連営業日でない場合、利払日は、翌関連営業日となる。ただし、もしかかる翌関連営業日が翌暦月となる場合、利払日は、直前の関連営業日となる。かかる利払日の調整により利息金額は調整されない。

各本債券に対する利息はその償還期限以降付されない。ただし、本債券を適切に呈示をしたにもかかわらず、本債券に基づき支払われるべき金額の支払が不当に留保もしくは拒絶された場合を除く。かかる場合には、利息は償還期限（その日を含む。）から当該日（その日を含まない。）までの期間につき上記売出要項記載の利率で継続して付される。支払われる利息額については、上記の規定が準用される。本書において「当該日」とは、本債券または利札につきその支払期限が最初に到来する日、または（包括代理人が支払われるべき金額の全額を当該支払期日以前に受領していない場合には）かかる金額が上記の通り受領され、支払可能となった旨の通知が下記「通知」に従って本債券の所持人に対し適法に行われた日をいう。

利払日から翌利払日（または付利開始日から初回利払日）までの期間に満たない期間についての利息は、1年を各月30日の12か月からなる360日として計算される。

償還および買入

(a) 満期償還

下記に従い本債券が期限前に償還または買入消却されない限り、各本債券は、その償還期限である2018年5月22日に償還される。

各本債券についての償還額は、額面金額 10,000 ブラジル・レアルの各本債券について、10,000 ブラジル・レアルであるが、かかるブラジル・レアル額は、償還期限にかかる参照レート決定日に計算代理人により以下の算式に従って円貨額に換算され、かかる円貨額で支払われる。

10,000 ブラジル・レアル × 参照レート (1 円未満四捨五入)

償還期限が関連営業日でない場合、当該償還期限は、翌関連営業日となる。ただし、もしかかる翌関連営業日が翌暦月となる場合、当該償還期限は、直前の関連営業日となる。かかる償還期限の調整により利息金額は調整されない。

(b) 買 入

発行者は、随時、いかなる価格でも、公開市場またはその他において（本債券に関連する期限未到来のすべての利札とともに）本債券を買い入れまたはその他の方法で取得することができる。

(c) 消 却

償還された本債券はすべて、直ちに消却されるものとし、再販売または再発行されないものとする。買い入れまたは取得された本債券、およびかかる本債券に付属するかまたはかかる本債券とともに買い入れもしくは取得された期限未到来の利札はすべて、消却、再発行または再販売可能である。

支 払

本債券に関する元利金は、支払代理人の米国およびその属領外に所在する指定事務所で関連ある本債券または利札の呈示および引渡しと引換に、東京都に所在する銀行宛に振り出された円小切手、または所持人の選択により、支払受領者が、東京都に所在する銀行に維持する円口座に振込むことにより、支払われる。

本債券または利札に関する支払期日が(x)関連営業日、(y)当該呈示地において銀行が営業を行っている日、ならびに(z)銀行に維持されている円口座に振込むことにより支払を行う場合には、ブラジル、ロンドン、ニューヨーク市および東京のいずれかにおいて円が取引が行われうる日ではないときは、所持人はその翌日まで支払を受ける権利を有さず、またかかる支払の繰延により利息その他の金額の支払を受ける権利を有さない。

本債券の償還または払戻期日が利払日に当たらない場合、直前の利払日もしくは（場合により）付利開始日から発生する利息は、関連ある本債券の呈示（および必要な場合にはその引渡し）がなされた場合にのみ支払われる。

支払はすべて適用ある法律および規則に従う。

発行者が指名する当初の包括代理人およびその他の支払代理人（包括代理人と合わせて本書中において「支払代理人」という。）の指定事務所は以下のとおりである。

包括代理人
Citibank, N.A.
Citigroup Centre
Canada Square, Canary Wharf
London E14 5LB

支払代理人
Kredietbank S.A.Luxembourgeoise
43 Boulevard Royal
L-2955 Luxembourg

発行者は、随時、支払代理人の指名に関する条件を変更し、その指名を終了させる権利、および追加またはその他の支払代理人を指名する権利を留保する。ただし、発行者は、包括代理人およびヨーロッパの一都市に指定事務所を有する支払代理人を常に維持するものとする。

かかる変更または指定事務所の変更に関する通知は、下記「通知」の規定に従って本債券の所持人に対し速やかに行われる。

本債券は元金の支払を受けるために、その期限未到来の付属利札（もしあれば）すべてとともに引き渡される。期限未到来の欠缺利札面金額（または、全額の支払がなされなかった場合、欠缺利札面金額のうち、支払われた元金額の支払われるべき元金額全額に対する割合に相当する金額）に等しい金額を支払われるべき元金から控除する。控除された金額は、元金の支払のための当該日から 10 年以内に期限未到来の当該欠缺利札の引渡しと引換に上記の方法で支払われる。元金の支払期日が利払日以外の日である場合、かかる元金から生じる利息は、当該本債券の呈示によってのみ支払われる。

本債券に関するすべての支払は円で行われる。本債券の支払期日の到来時に、本債券の支払通貨が日本国政府によって公共および民間債務を支払うために使用されなくなった場合、発行者は、かかる支払時に日本国においてかかる債務を支払うための法定通貨である他の通貨により、かかる支払を行う権利を有する。更に、円が、日本国政府によって公共および民間債務を支払うために、もしくは当該国の公共機関によってもしくは国際的銀行間取引において、使用されなくなった、または本債券に関する支払がなされるべきときに発行者の制御できない状況の結果として利用できないと考えられる場合に、発行者はかかる支払にかかる支払の 2 営業日前の日のニューヨーク連邦準備銀行が公表するニューヨーク市における正午の米ドルによる円の電信為替買相場に基づいて、またはかかる相場が当該 2 営業日前の日に利用不能の場合は当該 2 営業日前の日の直前の利用可能な相場に基づいて、米ドルでなすことによりかかる支払に関する発行者の義務を履行することができる。かかる状況下でかかるその他の通貨または米ドルでなされた支払は、有効な支払となり、本債券に関して債務不履行となることはない。本段落の適用において、営業日とは、ニューヨーク連邦準備銀行がニューヨーク市において業務を行っている日をいう。

未請求の支払

本債券の元金または利息につき、かかる元金または利息の支払期日が到来した後 1 年を経過する時点で未請求のまま残っている、発行者が支払い、かつ、包括代理人が保管する金員はすべて、発行者からその他の方法を指示される場合を除き、その利息（もしあれば）とともに包括代理人から発行者に払戻され、法により許容される範囲において、その後は関連ある本債券の所持人に対して発行者によってのみ支払われる。

債務不履行

発行者が発行し、債務を引き受けまたは保証した債券またはノート（本債券を含む。）またはその他類似の債務に関する元金または利息の支払または買入基金もしくは減債基金に関する何らかの約定の履行を発行者が怠った場合で、かつ、かかる債務不履行が 90 日間継続した場合、その後かかる債務不履行が継続している間はいつでも、本債券の所持人は、発行者に対し、アメリカ合衆国ワシントン D.C. に所在のあるその主要な事務所において、自らが保有するすべての本債券につき期限の利益喪失を宣言することを選択する旨の書面による通知（かかる通知には連続番号またはその他の識別番号および額面金額を記載する。）を交付すること、または交付させることができる。上記の如くかかる通知が発行者に交付された後 30 日目の日に、それ以前に存在していたかかる債務不履行すべてがその時までには治癒されていない限り、当該本債券は期限が到来し、本債券の期限前償還額に上記「利息」の規定に従って決定される未払いの経過利息を付して支払われるべきものとなる。各本債券についての期限前償還額は、経過利息（もしあれば）とともに、参照レート決定日に計算代理人により以下の算式に従って計算される円貨額で支払われる。

$(10,000 \text{ ブラジル・レアル} + (\text{もしあれば}) \text{ 経過利息}) \times \text{参照レート (1 円未満四捨五入)}$

ただし、上記の決定にかかる参照レート決定日は、計算代理人が決定する。

代り債券および利札

本債券または利札が紛失、盗失、滅失、汚損または破損した場合、ロンドンに所在する包括代理人の指定事務所において、請求者が交換に関連して発生する費用を支払い、また発行者が要求する証拠、担保および補償その他に関する条件に従うことを条件として、代り債券または利札と交換できる。汚損または破損した本債券または利札は、かかる代り債券または利札が発行される前に引き渡されなければならない。

追加発行

発行者は、随時、本債券および利札の所持人の同意がなくとも、未償還の本債券と単一の銘柄を形成する追加の債券を創設し、発行することができる。

修正

発行者および包括代理人は、本債券および利札の所持人の同意がなくとも、(i)発行者および包括代理人の合理的な意見により、本債券の所持人または利札の所持人の利益を著しく侵害することのない、(ii)形式上、些細なもしくは技術上の、または(iii)明白な誤りを修正することを目的とした、本債券の要項または包括代理契約の規定の修正につき合意することができる。

包括代理人等

包括代理契約に基づいて行為する際、包括代理人、支払代理人、その他の代理人は発行者の代理人としてのみ行為し、いかなる本債券の所持人に対しても義務を負担せず、または代理関係もしくは信託関係を有しない。

通知

本債券に関する通知はすべて、ニューヨーク市で一般に頒布される主要な日刊英字新聞およびロンドンで一般に頒布される主要な日刊英字新聞に一度以上掲載される。通常、かかる通知は、ニューヨーク市においてはウォール・ストリート・ジャーナル、ロンドンにおいてはファイナンシャル・タイムズに掲載される予定である。通知は、二度以上または異なる日に掲載される場合、上記の新聞に最初に掲載された日になされたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って本債券の所持人に対してなされた通知の内容につき通知を受けているものとみなされる。

準拠法

本債券および利札は、ニューヨーク州法に準拠し、同法に従って解釈される。

包括債券

本債券は、当初、無利札の無記名式仮大券（以下「仮大券」という。）により表章される。その発行日に、ユーロクリア・システムのオペレーターであるユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・ルクセンブルク（以下「クリアストリーム」という。）の共通預託機関に預託される。仮大券上の権利は、交換日（以下に定義される。）以降にその全部または一部を、本債券を表章する無利札の無記名式恒久大券（以下「恒久大券」という。）上の権利と交換することができる。

仮大券および恒久大券は、本債券が包括様式をとっている限り本債券に適用される条項を含んでおり、かかる条項には上記本債券の要項を補完するものがある。下記は、かかる条項の要約である。

交換 仮大券の権利は、関連決済機構が包括代理契約に記載された様式に従って実質的所有者が米国人でない旨の証明書が提出された場合、発行日後 40 日目の日（以下「交換日」という。）以降に恒久大券上の権利と（所持人の費用負担なしに）交換可能となる。恒久大券上の権利

は、(i)恒久大券が決済機構のために保有されており、かつ、当該決済機構が（法律その他の理由による休日の場合を除き）14日間連続して業務を閉鎖し、または業務を永久に停止する意思がある旨を発表し、または実際に業務を永久に停止し、当該保有者が包括代理人に書面による通知を行う場合また(ii)当該実質的所有者に代わりユーロクリアおよびクリアストリームから発行者と包括代理人に宛てた60日以上事前の書面による通知がなされた場合は、当該保有者の選択により、これを無記名式利札付きの確定債券に交換することができる。ただし、本債券の元金の支払期日を最終日とする15日間は、包括代理人は当該交換はせず、また本債券の所持人は当該交換を要求できない。かかる恒久大券の権利の全てが交換されたときに、発行者は、所持人の要求があれば、かかる恒久大券を消却の上、所持人に返還することを確約する。

支 払 交換前においては、仮大券に関する支払は関連決済機構による実質的所有者が米国人でない旨の証明書と引換えにおいてのみこれを行う。交換時以降は、仮大券に関する支払は行わない。ただし、恒久大券上の持分への交換が不当に留保されまたは拒絶された場合はこの限りでない。恒久大券が表章する本債券の元金および利息の支払は、恒久大券への記載のための呈示がなされたとき、および、本債券に関してそれ以降支払が行われない場合は、包括代理人もしくはその指図する者またはかかる目的のために本債券の所持人に対する通知に定めるその他の支払代理人もしくはその指図する者に対する恒久大券の提出がなされたときに、これを行う。各支払実施の記録は、恒久大券の然るべき付表上に記載することによりこれを行い、かかる記載は本債券に関して当該支払が行われたことについての一応の証拠となる。

通 知 本債券が恒久大券により表章され、かかる恒久大券が決済機構のために保有されている限り、本債券の所持人に対する通知は、その権利を有する口座保有者に対する連絡を行うためにかかる決済機構に対して通知書を交付することにより行われうる。

買入れおよび消却 発行者が買入れた後に消却することを選択した本債券の消却は、恒久大券の元金額を減額することによりこれを行う。

債務不履行 恒久大券の所持人は、上記「債務不履行」に記載する事情が存するときは、かかる恒久大券の全部または一部につき、期限の利益を喪失させる本債券の元金額を記載して発行者に通知することにより、期限の利益を喪失させることができる。

課税上の取扱い

一 般

本債券およびその利息は一般に租税に服する。

設立協定には、(a)本債券を発行者が発行したことのみを理由として本債券に対して不利な差別を設ける課税、または(b)本債券の発行、支払予定もしくは支払実施の場所もしくは通貨または発行者が維持する事務所もしくは業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税については、本債券およびその利息は発行者の加盟国の租税に服さない。さらに発行者は、設立協定に基づき、本債券に関し源泉徴収を行うか、または租税を支払う義務はない。従って、本債券の支払は、かかる租税につき減額されることなく包括代理人に対して行われる。

欧州連合は、貯蓄収入の課税に関する指令（以下「貯蓄指令」という。）を採択した。貯蓄指令は、以下に定義される加盟国に対し、ある者が加盟国居住の個人に対し支払った利息その他類似の収入についての詳細を他の加盟国の課税当局に提供すること（ただし、オーストリアおよびルクセンブルグは、これに代り、移行期間において（かかる期間中に他の選択を行わない限り）、源泉徴収を行う。）を要求している。

米州開銀は、貯蓄指令に従って租税を源泉徴収または控除する義務のない欧州連合の加盟国（本書において「加盟国」という。）に支払代理人を維持することを承認し、約束する。

日本国の租税

以下は、2015年4月20日現在施行されている日本国の租税に関する法令に基づく、日本国の居住者である個人および内国法人についての本債券に係る所得の課税取扱いの概略である。今後の日本の租税に関する法令の改正等により下記内容に変更が生じる可能性がある。なお、日本国の居住者が2016年1月1日以後に支払を受けるべき本債券の利息、2016年1月1日以後に本債券の償還を受けた場合の償還差損益、及び2016年1月1日以後に本債券を譲渡した場合の譲渡損益に関する平成25年税制改正（未施行）の概略については、下記(a)の末尾に〈参考情報〉として記載してある。本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、将来の個別具体的な課税について、各自の税務顧問に相談されたい。

(a) 日本国の居住者である個人

日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3に定義する支払の取扱者（原則として売出人を含む。）を通じて交付される場合には、現行法令上20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の源泉徴収税が課される。本債券の利息の交付が支払の取扱者を通じて行われる場合には、当該源泉徴収税の徴収により課税関係は終了する。

本債券の償還額が本債券の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合、雑所得として取扱われ、総合課税の対象になる。本債券の償還額が取得価額を下回る場合の償還差損は、所得税法上はないものとみなされる。

本債券の譲渡による損益については、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上ないものとされる。

〈参考情報〉 平成25年度税制改正により、居住者に対する債券に係る所得の課税制度が改正されることとなった。関係法令は2016年1月1日に施行される。この改正後における本債券に係る所得の課税取扱いの概略は下記の通りである。

日本国の居住者が、2016年1月1日以後に支払を受けるべき本債券の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3に定義する支払の取扱者（原則として売出人を含む。）を通じて交付される場合には、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の源泉徴収税が課される。当該本債券の利息は、原則として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となるが、例外的に、一回に支払を受けるべき利息の金額ごとに確定申告を要する所得に含めないことを選択することもでき、その場合には上記の源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

日本国の居住者が、2016年1月1日以後に本債券の償還を受けた場合の償還差損益及び2016年1月1日以後に本債券を譲渡した場合の譲渡損益は、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

なお、2016年1月1日に施行される居住者に対する債券に係る所得の課税制度の下では、2016年1月1日以後に支払を受けるべき本債券の利息、2016年1月1日以後に本債券の償還を受けた場合の償還差損益及び2016年1月1日以後に本債券を譲渡した場合の譲渡損益と、他の債券や上場株式等の譲渡所得等とを、一定の条件の下で損益通算を行うことができる。

(b) 内国法人

内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3に定義する支払の取扱者（原則として売出人を含む。）を通じて交付される場合には、一定の公共法人等および金融機関等を除き、現行法令上20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の源泉徴収税が課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該法人は前記源泉徴収税を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を超える場合の償還差益は、課税所得に含められ、法人税および地方税の課税対象となる。本債券の償還額が取得価額を下回る場合の償還差損は、損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

本債券の譲渡による損益については、課税所得に含められ、法人税および地方税の課税対象となる。

上 場

本債券はいかなる証券取引所にも上場される予定はない。

そ の 他

本売出しについては、日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく本債券の売出しの届出の必要はない。

米州開発銀行の要約情報

米州開発銀行は環境的に持続可能な成長を促進することによるラテン・アメリカおよびカリブ海諸国の更なる経済的、社会的発展ならびに貧困の減少および社会的公正を促進することを目的としている。これらの目的は、二つの戦略的ゴール（低開発の小国の特別な必要性に対応することおよび民間部門を通じて開発を促すこと）でもある。米州開発銀行は、1959年に米州開発銀行を設立する協定（以下「協定」という。）に基づき設立された国際機関で、加盟国により所有されている。米州開発銀行の加盟国には26の借入国および22の非借入国が含まれている。持分比率（総議決権比率）での5大加盟国は、米国（30%）、アルゼンチン（11.2%）、ブラジル（11.2%）、メキシコ（7.2%）および日本（5.0%）である。

米州開発銀行の財源は通常資本、特別業務基金（FSO）、中期融資枠勘定（IFF）およびIDB交付金枠（GRF）からなる。情報説明書中の一切の情報は、米州開発銀行の通常資本に関するものである。

増資

2012年2月29日に、米州開発銀行の第9次一般増資（IDB-9）が発効した。この増資により、米州開発銀行の通常資本は、70,000百万米ドル増加し、米州開発銀行の加盟国が2012年から5回の年賦の形で応募した。内、1,700百万米ドルは、支払済資本株式であり、残りは、請求払い資本株式を構成する。オランダとベネズエラの2加盟国は、各自の持分に応募せず、これらの国に割り当てられていた持分は、他の株主が取得可能になった。これらの株式は、その後すべて米州開発銀行の総務会により他の加盟国に再配分された。

3回目の分割払いの発効日である2014年2月28日に、カナダが暫定的な請求払い株式を転換した後、1,366,740株（金額にして16,487百万米ドル）が発効した（うち416百万米ドルが支払済、16,071百万米ドルが請求払い）。この総株式数は(i)IDB-9の3回目の分割払いによる分が1,044,438株、(ii)ベネズエラおよびオランダの持分が再配分された分が206,412株、ならびに(iii)第1回および第2回の分割払いの際に応募があったが協定上の最低議決権要件を満たすために2014年2月28日まで発効しなかった115,890株からなる。

通常資本増資の当初3回の分割払いの発効日は、2012年2月29日、2013年2月28日および2014年2月28日である。残りの2回の分割払いは、2015年2月および2016年2月の末日に発効する。

業務利益

非トレーディング・ポートフォリオおよび外国為替取引の公正価値調整純額ならびに総務会承認済振替前の利益は、情報説明書において、「業務利益」として定義されているが、2014年度は合計652百万米ドルだった。

株主持分および借入

株主持分：米州開発銀行の株主持分には、応募済資本株式および準備金が含まれる。応募済資本株式は、84百万米ドルの応募未払込額を差し引いた5,273百万米ドルの払込済資本と138,901百万米ドルの請求払資本からなっている。請求払資本は、債務返済の支払に必要な時に利用可能であり、米州開発銀行の借入および保証に対する最終的な裏付けとなっている。請求払資本は、融資を行うために請求することはできない。年度末の内部留保は、合計18,670百万米ドルであり、ローンに対する株主持分総額¹比率（TELR）は、32.4%であった。

¹ 株主持分総額は、資本応募未払込額を差し引いた払込済資本から加盟国からの受取債権を控除し、これに、準備金および貸倒・保証損失引当金を加えたのち、借入国現地通貨現金残高ならびに公正価値で計測した非トレーディング・ポートフォリオおよび外国為替取引の公正価値調整純額の累積的影響額を控除したものと定義される。

米州開銀の適正資本の枠組みは、信用および市場リスク、年金リスクならびに運営リスクのための資本必要量の決定を補助する規定を定めている。2014年12月31日現在、米州開銀の適正資本の状態は、その適正資本指針により確立されたパラメーターの範囲内である。

借入：米州開銀は、その借入を、通貨、満期、形式および仕組みにおいて多様化し、資金供給における柔軟性と費用の効率化を提供している。スワップ前の借入残高 77,309 百万米ドルは、19 通貨建てとなっており、675 百万米ドルの短期借入が含まれている。

米州開銀はその純借入額²を、非借入加盟国の請求払資本に制限する方針をとっている（米国の当該資本の割合は 58.9%であり、残高をカナダ、日本および他の域外加盟国が保有している。）。純借入額は、49,882 百万米ドルであり、これは非借入加盟国の請求払資本 70,095 百万米ドルの 71.2%であった。従って、年度末の未使用の借入可能額は、20,213 百万米ドルであった。

2014 年中および情報説明書の日付現在、米州開銀は主要格付機関により、継続してトリプル A と格付けされている。

資産

ローン・ポートフォリオ：主たる収益資産は、74,585 百万米ドルになるローン・ポートフォリオである。その内、92%が政府保証付である。米州開銀の貸出能力は、その借入指針および適正資本指針の両方により制限されている。

米州開銀は、発展途上加盟国、当該加盟国の機関または下部行政組織およびそれらの地域において事業を行っている民間企業に対し、融資を行っている。国の政府、中央銀行以外の借主に対する政府保証付貸付については、米州開銀は、当該政府の十分な信頼と信用を約束する連帯保証を要求する指針に従っている。非政府保証付貸付および保証は、除外リストに従い、あらゆる部門の借入国のプロジェクトに融資でき、当該貸付および保証リスク資本要求が総株式資本の 20%超に達しない金額に制限されている。

政府保証付貸付に関して、ある加盟国の借主による返済遅延は、当該加盟国の借主に対する新たな貸付許可を妨げ、当該借主に対する貸出実行の停止を招来し、かかる貸付を未収利息不計上貸付とされ、結果的に、借入金の期限の利益喪失を宣言される可能性がある。歴史的に、政府保証付のローン・ポートフォリオは実質的に完全に履行されている。米州開銀は、通常財源からの政府保証付貸付の期限を繰り延べせず、また貸倒れたことはなく、貸倒れする予測もない。貸倒および保証損失引当金は、主として非政府保証の民間部門への貸出および保証に関して起こりうる損失を補填する。かかる引当金は、総額 373 百万米ドル、即ち貸出および保証総残高の約 0.5%となっている。

流動性投資：現在、米州開銀の流動性指針は、金融債務の 12 か月分超を賄うよう毎年設定される流動性ポートフォリオを目標としている。この目的のため、流動性は、必然的に非借入国交換可能通貨による現金および投資（ディスカウント・ノート・プログラムにより資金提供された資産および利用が限定的または制約付資産を除く。）と定義される。2014 年 12 月 31 日現在、定義されたところの流動性は、26,647 百万米ドルであり、指針の制限内であった。本年度中、流動性は、平均で、2013 年の 18,579 百万米ドルに対し、24,842 百万米ドルであった。

現金および投資純額は、年度末において、合計 27,458 百万米ドルとなり、これは、債務総額（スワップ後）の 35.8%に相当する（2013 年は、それぞれ、21,226 百万米ドル、31.5%だった。）。

リスク管理

米州開銀は、十分に検討された財務およびリスク管理指針の枠の範囲でその業務を行い、またそのリスク・エクスポージャーを避け、または、制限する方向での明確なリスク管理決定プロセスに従っ

² 「純借入額」とは、スワップ後の借入金および保証残高からスワップ後の適格流動資産を控除したものである。

ている。米州開銀は、種々の通貨の債務とそれらと同じ通貨の資産を対応させることにより為替リスクを最小限に抑えている。米州開銀は、その債務調達による貸付および流動性ポートフォリオにおける金利リスクをも、金利履リスクをヘッジまたはその貸出に借入コストを転嫁することにより限定している。エクイティにより調達した資産に関しては、指針は、エクイティ・デュレーション・ストラテジーを通じて、金利リスク管理を指示している。

流動性資産投資ポートフォリオおよびテリバティブ・ポートフォリオの商業的信用リスクは、エクスポージャーを高格付の発行体および相手方に限定することを要求する保守的なリスク指針を通じて管理されている。スワップの相手先の信用エクスポージャーは、ネットティングおよび担保のアレンジにより更に軽減されている。

財務概要

別段の表示がない限り、情報説明書に記載された全ての情報は、発行者の通常資本についての言及である。

発行者の財務体質の強さは、発行者のメンバーからの支援ならびに財務方針および実務に基づくものである。メンバーからの支援は、受領済の資本支援および借入を行うメンバーが自らの債務返済義務を満たす真摯な努力に反映されている。賢明な財務方針および実務により、発行者は、利益剰余金を増加させ、資金源を多様化させ、流動性投資の大規模なポートフォリオへ投資し、信用リスク、市場リスクおよび流動性リスクを含む様々なリスクを制限してきた。発行者の目的は、発行者の財務体質の強さを維持し、開発活動を継続するために、十分なレベルの収益を得ることである。表1は、過去5年間の財務情報の抜粋を記載している。

主要な資産は、加盟国に対する貸付金である。2014年12月31日現在、貸付残高のうち92%が政府保証を受けたものである。さらに、一定の条件に基づき、かつ一定の制限に従い、発行者は、(i) 全ての経済部門において（除外リストに従い）、および(ii)民間または公共セクターによる所有割合にかかわらず、いかなる事業体に対しても（ただし、当該事業体が、当該事業体の債務返済を保証する政府から利益を得ておらず、融資の最終受益者が、借入加盟国におけるプロジェクト（適格事業体）である場合に限り）、市場ベースの価格設定に従い、政府保証なしに貸付を行い、保証している。発行者は、政府保証のない開発機関にも貸付を行うことができる。政府保証のない事業につき現在は、当該事業に対するリスク資本要件が、発行者の適正資本方針に基づき算出された発行者の資本合計の20%を超過しないよう貸付金を制限されている。2014年12月31日現在、政府保証のない事業に対するリスク資本要件は、1,702百万米ドルであり、発行者の資本合計の7.0%³であった。

発行者は、様々な通貨、形式、支払期日および構成による負債証券を世界中の投資家へ発行している。これらの借入金は、発行者の資本とともに、貸付および投資業務ならびに一般業務に対して資金を供給するために使用される。

スワップ後の資産および負債は、大部分が米ドル建てで保有される。発行者は、負債と資産の通貨を統一させ、ほぼ全ての資産を米ドル建てで維持することにより、為替変動リスクを最小限にしている。

財務ハイライト

貸付業務： 2014年、発行者の貸付および保証の承認は、2013年と比較して、638百万米ドル減少した。承認済みの貸付は、2013年の13,257百万米ドル（159件の貸付）に対して、12,506百万米ドル（160件の貸付）であった。承認済みの貸付にかかる未実行部分は、2013年末の29,207百万米ドルから、2014年末では31,601百万米ドルに増加し、うち23,809百万米ドルは調印済み貸付にかかるものであった（2013年は22,001百万米ドル）。

2014年中、政府保証なしの非取引関連の保証5件は146百万米ドル（2013年では4件に対して33百万米ドル）で承認された。また、総額169百万米ドルの56取引財務保証が発行された（2013年では、総額568百万米ドルの210の保証であった。）。2014年および2013年、発行者は、政府保証による保証を承認しなかった。

政府保証なしの貸付（その他の開発機関に対する貸付を含む。）にかかるポートフォリオは、2013年12月31日現在5,635百万米ドルであったのに対し、5,971百万米ドルに増加した。加えて、政府保証なしのエクスポージャーは、前年において546百万米ドルであったのに対し、355百万米ド

³ 非政府保証による業務の制限を算出する目的として、インターアメリカン・インベストメント・コーポレーション（IIC）およびIDBグループの個別の関連海外組織に対する100百万米ドルの貸付は含まれない。

ル減少し、191 百万米ドルとなった。貸付残高および保証エクスポージャーのうち、2013 年 12 月 31 日現在 8.6%が政府保証を受けていなかったのに対し、2014 年 12 月 31 日現在 8.2%が政府保証を受けていない。

貸付および保証損失にかかる引当金は、2013 年に 255 百万米ドルであったのに対し、2014 年 12 月 31 日現在 373 百万米ドルであった。発行者は、2014 年 12 月 31 日現在、減損により分類された 394 百万米ドルの残高である政府保証なしの貸付金 (2013 年 12 月 31 日現在では 310 百万米ドル) を保有した。減損貸付は、特定の貸倒引当金を有しており、当該貸倒引当金は 2013 年 12 月 31 日現在 88 百万米ドルであったのに対して、2014 年 12 月 31 日現在 183 百万米ドルにのぼった。

流動性業務： 発行者の実質的に全ての投資が、高品質の証券によるものである。2014 年 12 月 31 日現在、流動資産ポートフォリオは 2013 年 12 月 31 日時点から 6,287 百万米ドル増加して 27,321 百万米ドルであった。この増加は主に流動性政策上要求される流動性の予想需要の増加によるものである。

2014 年において、トレーディング投資ポートフォリオは、2013 年には 153 百万米ドルであったのに対して、40 百万米ドルの純評価益を計上した。これは負の遺産になっていた資産担保証券および不動産担保証券の価格が力強い回復を見せた後、2013 年中にその保有残高が大幅に減少したことによる。

借入業務： 発行者は、額面金額合計 21,003 百万米ドル (2013 年は 16,195 百万米ドル) 相当となる中長期負債証券を発行した。かかる負債証券は、20,928 百万米ドル (2013 年では 15,763 百万米ドル) 相当の手取金を生じ、平均期間が 5.1 年 (2013 年は 4.9 年) であった。かかる負債証券は、大規模なグローバル・ベンチマーク債と特定のセグメントに対する需要をターゲットとした小規模な取引とを組み合わせた戦略に伴い発行された。2013 年と比較してより高水準の借入業務となったのは、ほとんどが負債償還の予測額の増加に基づくものである。

2014 年中および情報説明書公表日付において、発行者は主要格付機関により、継続してトリプル A と格付けされている。

株式資本： 2012 年 2 月 29 日に、米州開銀の第 9 次一般増資 (IDB-9) が発効した。この増資により、米州開銀の通常資本は、70,000 百万米ドル増加し、米州開銀の加盟国が 2012 年から 5 回の年賦の形で応募した。内、1,700 百万米ドルは、支払済資本株式であり、残りは、請求払い資本株式を構成する。65,731 百万米ドルに上る 46 の加盟国からの応募が米州開銀により受領された。オランダとベネズエラの 2 加盟国は、各自の持分に応募せず、これらの国に割り当てられていた持分は、他の株主が取得可能になった。これらの株式は、その後すべて米州開銀の総務会により他の加盟国に再配分された。

3 回目の分割払いの発効日である 2014 年 2 月 28 日に、カナダが暫定的な請求払い株式を転換した後、1,366,740 株 (金額にして 16,487 百万米ドル) が発効した (うち 416 百万米ドルが支払済、16,071 百万米ドルが請求払い)。この総株式数は(i)IDB-9 の 3 回目の分割払いによる分が 1,044,438 株、(ii)ベネズエラおよびオランダの持分が再配分された分が 206,412 株、ならびに(iii)第 1 回および第 2 回の分割払いの際に応募があったが協定上の最低議決権要件を満たすために 2014 年 2 月 28 日まで発効しなかった 115,890 株からなる。

通常資本増資の当初 3 回の分割払いの発効日は、2012 年 2 月 29 日、2013 年 2 月 28 日および 2014 年 2 月 28 日である。残りの 2 回の分割払いは、2015 年 2 月および 2016 年 2 月の末日に発効す

る。

IDB-9の一環として、総務会は、原則として、年次承認を条件に、かつ協定に従い、2011年から2020年までの間、GRFに対する通常資本利益の譲渡として、毎年200百万米ドルを提供することに同意した。2014年3月に、総務会は2014年における200百万米ドルの譲渡を承認した。

2014年12月31日現在のローンに対する株主持分総額比率（TELR）は、32.4%（前年度末では33.6%）であった。

財務成績： 2014年の業務利益は、2013年の881百万米ドルに対して、652百万米ドルであり、229百万米ドル減少した。かかる減少は、主に受取利息純額237百万米ドルおよび投資純利益113百万米ドルの減少ならびに貸倒・保証損失引当金の増加60百万米ドルによるものであり、部分的には、純非利息費用の189百万米ドルの減少により相殺された。

受取利息純額

執行取締役会は、2014年の貸出スプレッドを0.85%、クレジット手数料を0.25%、ならびに監督および検査手数料を不要とする承認を行った。2015年についてはこれと同率で承認された。長期間にわたる金利の変動は、業務利益について対応する変動を招いたが、資本は主に固定金利資産に対して割り当てられ、負債へ割り当てられた資産については、金利エクスポージャーが主にデリバティブ商品の使用によりヘッジされるか借入人へパススルーされるため、単年における影響は比較的小さい。

発行者の受取利息純額は2014年は1,379百万米ドル（前年は1,616百万米ドル）であった。この減少は主に、2013年中の貸付の期限前弁済およびエクイティ・デュレーション管理に伴う非経常利益約226百万米ドルによるものである。

非トレーディング・ポートフォリオおよび外国為替取引の公正価値調整純額

発行者は自身のほとんどの中長期負債について、借入にかかるスワップの利益を時価で評価する一方で全ての借入を償却原価として計上することによるこれまでの会計上の非対称性から生じる収益変動幅を減少させるためにGAAPに基づく公正価値オプションを選択している。個々の借入につき商品毎に公正価値による計上を選択しており、この選択は借入の当初の認識時になされ、一旦選択がなされたら変更できない。しかし、発行者の貸付スワップの公正価値の変動に起因する収益変動は依然として起こり、発行者による全ての貸付が償却原価として計上されるため、かかる変動は対応する貸付の公正価値の変動では相殺されない。この収益変動への対策として、発行者は借入につき公正価値オプションを選択する旨の決定に際し、自身の全ての非トレーディング金融商品（借入、貸付およびデリバティブ）を考慮する。

発行者は、2013年においては626百万米ドルの非トレーディング・ポートフォリオおよび外国為替取引に関する公正価値損失（純額）であったのに対し、非トレーディング・ポートフォリオおよび外国為替取引に関する公正価値利益（純額）を96百万米ドル保有した。非トレーディング・ポートフォリオおよび外国為替取引の公正価値調整純額は、主として、（イ）発行者自身のクレジットスプレッドの変動による借入額の公正価値の変動、（ロ）米ドル金利の変動による貸付および一定の借入にかかるスワップの公正価値の変動（それに関する貸付および借入が公正価値で記録されないために、かかる貸付および借入の価値の変動とは相殺されない。）、および（ハ）米ドル金利の変動によるエクイティ・デュレーション・スワップの公正価値の変動に関連している。

年金および退職後給付制度（制度）： 2014年において、制度の資産にかかる公正価値は、とりわけ米国市場におけるエクイティの力強い回復、公募および私募不動産関連商品ならびに長期固定利付資産による好調の恩恵を受けた。制度の資産収益は制度資産からの期待収益6.75%よりもわずかに高かったが、市場金利の低下を主な理由として年金負債の現在価値（純額）が増加した。その結果、各

制度の資金状況は前年の水準から低下した。2014年12月31日現在貸借対照表において、退職給付制度に伴う負債は、2013年12月31日現在が資産292百万米ドルおよび負債73百万米ドルであったのに対して、515百万米ドルを計上した。制度の資金状況にかかる734百万米ドルの減少は、5,299百万米ドルに到達した制度の資産の303百万米ドルの増加が5,814百万米ドルとなった給付債務の1,037百万米ドルの増加により相殺されたことを反映している。制度の資産は、前年末が給付債務の105%であったのに対して、2014年末は給付債務の91%に相当した。

株主持分： 2014年12月31日現在、株主持分は23,697百万米ドルであった（2013年12月31日現在は23,500百万米ドル）。147百万米ドルの増加は、当期純利益548百万米ドル、IDB-9に基づき受領した支払済資本333百万米ドルおよび加盟国からの受取債権16百万米ドルの回収が発行者の年金および退職後給付制度に関連した資産/負債の変化の認識750百万米ドルにより一部相殺されたことによる。

表 1 抜粋財務データ

以下の情報は情報説明書に記載された詳細情報および財務諸表に基づくものであり、これと関連付けて理解されるべきものである。

(ドル表示部分の単位は百万米ドル)

	12月31日に終了の年度				
	2014年	2013年	2012年	2011年	2010年
業務ハイライト					
承認済ローン・保証 ⁽¹⁾	\$12,652	\$13,290	\$10,799	\$10,400	\$12,136
総貸出実行分	9,423	10,558	6,883	7,898	10,341
純貸出実行分 ⁽³⁾	4,210	2,096	2,312	3,297	4,743
貸借対照表データ					
スワップ後の現金および投資純額 ⁽⁴⁾	\$27,458	\$21,226	\$14,592	\$13,882	\$16,585
ローン残高 ⁽⁵⁾	74,585	70,679	68,640	66,130	63,007
承認済みローン中の貸出未実行分 ⁽²⁾	31,601	29,207	26,987	23,994	22,357
総資産	106,299	97,007	92,209	89,432	87,217
スワップ後の借入金残高	76,686	67,460	59,754	58,015	57,874
請求払資本 ⁽⁶⁾	138,901	123,840	112,240	100,641	100,641
(うち米国、日本、カナダおよびその他の域 外加盟国の応募分)	70,095	63,439	57,884	52,329	52,329
株主持分	23,697	23,550	20,681	19,794	20,960
損益計算書および包括利益計算書データ					
業務利益 (損失) ⁽⁷⁾	\$ 652	\$ 881	\$ 910	\$ 836	\$ 1,252
非トレーディング・ポートフォリオおよび外国 為替取引の公正価値調整純額 ⁽⁸⁾	96	626	194	(919)	(850)
総務会承認済振替	(200)	(200)	(200)	(200)	(72)
純利益 (損失)	548	1,307	904	(283)	330
その他の包括利益 (損失)	(750)	1,506	(300)	(883)	(44)
包括利益 (損失)	(202)	2,813	604	(1,166)	286
各種比率					
請求払資本のうち米国、日本、カナダおよびそ の他の域外加盟国による応募分に対する純借入 額 ⁽⁹⁾ の割合	71.2%	74.4%	80.0%	86.3%	80.6%
ローン ⁽¹¹⁾ に対する株主総持分 ⁽¹⁰⁾ 比率	32.4%	33.6%	31.1%	31.3%	33.4%
スワップ後の借入残高に対する現金および投資 の割合	35.8%	31.5%	24.4%	23.9%	28.7%

- (1) 貿易金融促進プログラムおよび非政府保証付貸付参加取引に基づき発出された保証を除いている。
- (2) 2014年12月31日現在、承認済みローン中の貸出未実行部分には調印済み貸付にかかる23,809百万米ドルを含む。
- (3) 元本返済分を除いた貸出実行分総額を含んでいる。
- (4) 購入投資証券純額および預かり現金担保に関する債務ならびに売却投資証券に関する債権純額
- (5) 2014年度に568百万米ドル(純額)の債務状況(2013年度:650百万米ドル、2012年度:1,831百万米ドル、2011年度:1,546百万米ドル、2010年度:655百万米ドル)にあるレンディング・スワップを除いている。
- (6) 2010年から2011年にかけて4,039.9百万米ドル、2012年に3,553百万米ドル、2013年に3,066百万米ドルおよび2014年に1,390百万米ドルの、償還可能な無議決権株式に関してカナダから受領した資本応募分を含んでいる。詳細は情報説明書の「Sources of Funds – Equity」を参照のこと。
- (7) 情報説明書19頁の「Operating Income」の詳細説明参照のこと
- (8) 非トレーディング・ポートフォリオおよび外国為替取引の公正価値調整純額は、主として、(イ)米州開銀自身のクレジットスプレッドの変動による借入額の公正価値の変動、(ロ)米ドル金利の変動による貸付および一定の借入にかかるスワップの公正価値の変動(それに関する貸付および借入が公正価値で記録されないために、かかる貸付および借入の価値の変動とは相殺されない。)、および(ハ)米ドル金利の変動によるエクイティ・デュレーション・スワップの公正価値の変動に関連している。
- (9) スワップ後の借入金および保証残高からスワップ後の適格流動資産を控除したもの。
- (10) 株主持分総額は、資本応募未払込額を差し引いた払込済資本から加盟国からの受取債権を控除し、これに、準備金および貸倒・保証損失引当金を加えたのち、借入国現地通貨現金残高ならびに公正価値で計測した非トレーディング・ポートフォリオおよび外国為替取引の公正価値調整純額の累積的影響額を控除したもの(非GAAP)と定義される。

(11) 貸付残高および保証残高を含む。

上記情報の理解のため、米州開銀の2015年3月13日付の情報説明書に記載された詳細情報および財務諸表を参照のこと

直近の事象

米州開銀およびインターアメリカン・インベストメント・コーポレーション (IIC) の民間部門業務の統合

2015年3月30日、米州開銀およびIICの総務会は、開発効果を最大化し、かつ顧客により効率的なサービスを提供するために、IDBグループの民間部門業務を統合することに合意した。

IDBグループは米州開銀、IICおよびマルチラテラル・インベストメント・ファンド (MIF) から構成されており、民間部門による開発活動において協働している。米州開銀およびIICはいずれも公的国際機関であり、MIFは米州開銀が管理するファンドである。米州開銀、IICおよびMIFは別個の規則、資産およびガバナンス機関を有する。

IDBグループの民間部門業務は、これまで、米州開銀のストラクチャード・アンド・コーポレートファイナンス部、米州開銀のオポチュニティ・フォー・マジョリティ部、IICおよびMIFの4つの別々な窓口を通じて行われてきた。上記の合意により、2013年に総務会が承認したIDBグループの民間部門業務に関する新計画の一環として、この4つのうちMIFを除く3つの業務をIICに統合する。

株式資本に関する提案の一環として、米州開銀は2018年以降、金額についてその総務会から年次承認を得ること、米州開銀の適正資本の要件を満たすこと、米州開銀のAAAの長期外国通貨信用等级付を維持することおよびその他米州開銀の総務会の定める条件を満たすことを条件として、IICに対して725百万米ドルを上限に株式資本を移転することができる。総務会が承認した決定事項は2015年3月13日付情報説明書に記載された米州開銀のローンに対する株主持分総額比率 (TELR) に自動的に影響を与えるものではなく、米州開銀は適用ある方針に従いTELRおよびその他の財務指標を引き続き注視していく。